

令和2年 4月 1日

津山市社会福祉協議会行動計画

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り、働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年4月1日～令和5年3月31日までの3年間

2. 内 容

目標1：妊娠、出産、育児等に関する産前産後休業や育児休業などの支援制度についてのパンフレット等により、分かりやすく職員に周知する。

<対策>

- 令和2年4月 ～ 制度に関するパンフレット等により職員に分かりやすく周知する。併せて管理職を対象とした研修を行う。

目標2：所定労働時間の削減に向けて、令和3年4月までに「ノー残業デー」を設定し実施する。

<対策>

- 令和2年7月 ～ 制度実施に向けた検討開始。
- 令和3年度 ～ ノー残業デーの実施。

目標3：育児休業後における現職、または現職相当職への復帰。

<対策>

- 令和2年4月 ～ 育児休業後の現職、又は現職相当職への復帰実施。